

議案才八二号

三朝町長兼給与条例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十三年十月十日提出

三朝町長

坂出 雅

# 原案可決

昭和三十三年十月十日議決

三朝町議会議長

天野 廉

昭和三十三年三朝町条例才 号

三朝町長兼給与条例の一部を改正する条例

第六条中「勤務地」を「警定手差」に改める

附 則

この条例は公布の日より施行し昭和三十三年十月一日より適用する

